（その１）

収　支　報　告　書

第4913号 収 27.10.22 受 富山県 選挙管理委員会

平成26年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）いしんのうとうぎいんだんいちなんきょくしぶ

1 政治団体の名称 維新の党衆議院富山第1選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 富山市西町江3-1-14

3 代表者の氏名 吉田豊史

4 会計責任者の氏名 京谷公友

事務担当者の氏名

吉田豊史

（電話） 090-8965-2300

（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	□ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 吉田豊史
公職の種類 衆議院議員

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成26年11月21日から
平成26年12月31日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額		1	000	000
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）		1	000	000
支　出　総　額			461	045
翌年への繰越額			538	955

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額				0
員　数				0人

（２）寄　附													
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額											備　考	
			十億			百万			千			円	
（ア）個人からの寄附												0	
（うち特定寄附）												0	
（イ）法人その他の団体からの寄附												0	
（ウ）政治団体からの寄附												0	
小計　（ア）＋（イ）＋（ウ）												0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）												0	
イ　政党匿名寄附												0	
合計（ア＋イ）												0	

（その４）

（４）借入金

借入先	金額													備考
			十億			百万			千			円		
吉田豊史						1	0	0	0	0	0	0		
この頁の小計						1	0	0	0	0	0	0		
合計						1	0	0	0	0	0	0		

（その１３）

３　支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　額												備　　考
			十億		百万			千				円	
１　経　常　経　費													
(1)人　　件　　費												0	
(2)光　熱　水　費										2	4	5	
(3)備品・消耗品費												0	
(4)事　務　所　費							4	6	0	8	0	0	
小　　計							4	6	1	0	4	5	
２　政治活動費													
(1)組織活動費												0	
(2)選挙関係費												0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費													
ア機関紙誌の発行事業費												0	
イ宣伝事業費												0	
ウ政治資金パーティー開催事業費												0	
エその他の事業費												0	
(4)調査研究費												0	
(5)寄附・交付金												0	
(6)その他の経費												0	
小　　計												0	
合　　計							4	6	1	0	4	5	

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳														項目別区分 光熱水費			
支出の目的	金額													年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円					
この頁の小計																	
その他の支出												2	4 5				
合計												2	4 5				

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳													項目別区分 事務所費			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円				
（11.12月分）事務所の借料振込料							2	4	4	8	0	0	26.11.28	三浦井輝一	射水市黒河5537-3	
事務所の賃貸借仲介手数料							2	1	6	0	0	0	26.11.28	安野商店	富山市中央通り1-6-14	
この頁の小計							4	6	0	8	0	0				
その他の支出												0				
合計							4	6	0	8	0	0				

（その１７）

資産等の状況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

１　領収書等の写し

２　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

３　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年10月22日

政治団体の名称　維新の党衆議院富山県第1選挙区支部

会計責任者の氏名　京谷公友　京谷

※代表者の氏名　吉田豊史　京谷

（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

※政治団体が解散した場合には、解散年に係る本様式の「※代表者の氏名」欄にも記名押印又は本人が署名をすること。

政治資金監査報告書

平成２７年１０月２２日

維新の党衆議院富山県第１選挙区支部
代表　吉田　豊史　殿

登録政治資金監査人　地引直輝
登　録　番　号第　２５６３　号
研修修了年月日　平成２１年７月６日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、維新の党衆議院富山県第１選挙区支部の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、維新の党衆議院富山県第１選挙区支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。
なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

維新の党衆議院富山県第１選挙区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上